

○総務省令第六号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

総務大臣 片山 善博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二 地球局、人工衛星局等の特則（第三十二条―第三十二条の九）」を「第四節の二 地球局、人工衛星局等の特則（第三十二条―第三十二条の九）」を「第四節の三 地球局、人工衛星局等の特則（第三十二条―第三十二条の九）」に改める。

地球局、人工衛星局等の特則（第三十二条―第三十二条の九）
無線設備の技術基準の策定等の申出の手續（第三十二条の九の二）」に改める。

第九条の二ただし書を削る。

第十五条の二中「第二十七条の二」を「第二十七条の二第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局とする。

第十五条の三に次の一号を加える。

十 前条第二項に規定する基地局

- (1) 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項に規定する技術基準
- (2) 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第五項に規定する技術基準
- (3) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項に規定する技術基準
- (4) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項に規定する技術基準
- (5) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項に規定する技術基準
- (6) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項に規定する技術基準
- (7) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項に規定する技術基準
- (8) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項に規定する技術基準
- (9) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準（送信ベース）

ト長が五ミリ秒のものに限る。）

(10) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）

(11) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準

(12) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準

第十五条の三の次に次の一条を加える。

（特定無線局の開設等の届出期間）

第十五条の四 法第二十七条の六第三項の総務省令で定める期間は、十五日とする。

第二章第四節の二の次に次の一節を加える。

第四節の三 無線設備の技術基準の策定等の申出の手続

（無線設備の技術基準の策定等の申出の手続）

第三十二条の九の二 法第三十八条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した別表第二号の六の様式の申出書に、原案を添えて、総務大臣に提出することによつて行わなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 技術基準の策定又は変更の申出の別
 - 三 策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要
 - 四 申出に係る技術基準を策定し、又は変更すべき理由
 - 五 申出に係る技術基準の原案に適合する無線設備が他の無線局に混信その他の妨害を与えないことについての試験の結果その他の原案の妥当性の評価に資する事項
 - 六 申出人が従事している事業の種類及びその内容（申出人が法人又は団体であるときは、その法人又は団体の目的及び事業の内容）
- 2 総務大臣は、申出の審査に際し、必要があると認めるときは、申出人に出頭又は資料の提出を求めるところができる。

第三十三条第六号(1)を次のように改める。

- (1) 基地局（第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項、第四十九条の六の四第一項及び第四項、第四十九条の六の五第一項及び第四項、第四十九条の

六の九第一項及び第四項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備（第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合するものにあつては、送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。）

第三十八条の二中「無線検査簿」を削る。

第三十八条の三第一項中「無線検査簿、」を削り、同条第三項中「無線検査簿」を削る。

第三十九条を次のように改める。

（無線局検査結果通知書等）

第三十九条 総務大臣又は総合通信局長は、法第十条第一項、法第十八条第一項又は法第七十三条第一項本文、同項ただし書、第四項若しくは第五項の規定による検査を行い又はその職員に行わせたとき（法第十条第二項、法第十八条第二項又は法第七十三条第三項の規定により検査の一部を省略したときを含む。）は、当該検査の結果に関する事項を別表第四号に定める様式の無線局検査結果通知書により免許人等又は予備免許を受けた者に通知するものとする。

2 免許人等は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

第四十二条の二を第四十二条の三とし、同条の前に見出しとして「(報告)」を付する。

第四十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(人工衛星局の無線設備の設置場所の変更命令を受けた免許人の報告)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(電波の発射の防止)

第四十二条の二 法第七十八条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所(移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所)、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備	必要な措置
一 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レ	電池を取り外すこと。

<p>ーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機</p>	
<p>二 放送局及び固定局の無線設備</p>	<p>空中線を撤去すること（空中線を撤去することが困難な場合にあつては、送信機、給電線又は電源設備を撤去すること。）。</p>
<p>三 人工衛星局その他の宇宙局（宇宙物体に開設する実験試験局を含む。以下同じ。）の無線設備</p>	<p>当該無線設備に対する遠隔指令の送信ができないよう措置を講じること。</p>
<p>四 特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）の無線設備</p>	<p>空中線を撤去すること又は当該特定無線局の通信の相手方である無線局の無線設備から当該通信に係る空中線若しくは変調部を撤去すること。</p>

五 その他の無線設備

空中線を撤去すること。

第四十三条第三項中「の免許人」の下に「又は特定無線局の包括免許人」を加え、「(宇宙物体に開設する実験試験局を含む。以下同じ。)」を削る。

第四十五条の二の次に次の一条を加える。

(準用規定)

第四十五条の二の二 第三十二条の九の二の規定は、法第百条第五項において準用する法第三十八条の二第二項の規定による申出について準用する。

第五十一条の九の二第一項第九号中「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第二項」に改める。

第五十一条の九の十第二項中「(包括免許に係る特定無線局を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

第五十一条の九の十一第一項第一号中「掲げる無線局」の下に「(第三号及び第四号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第二号中「掲げる無線局」の下に「(第五号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「包括免許人が開設する第二号に掲げる無線局

を通信の相手方とする包括免許に係る特定無線局」を「包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であつて、包括免許人が開設する第二号又は次号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの」に改め、同項に次の一号を加える。

五 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。） 当該特定無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域

第五十一条の九の十一第二項第一号中「当該無線局及び当該特定無線局の免許人が同一の者である場合に限る。」を「法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。」に改め、「するものである場合」の下に「（当該無線局及び当該特定無線局の免許人が同一の者である場合に限る。）」を加える。

第五十一条の十の五中「第二十四条の三第二号」を「第二十四条の四第二号」に改める。

第五十一条の十一の二第一項各号列記以外の部分中「表示者」の下に「（法第百三条の二第十一項の表示者をいう。以下同じ。）」を加える。

第五十一条の十一の二の五第一項中「口座振替による納付を希望する電波利用料に係る起算日（法第百三条の二第二項の起算日をいう。以下同じ。）の前日（包括免許等（法第百三条の二第五項に規定する包括免

許等をいう。以下同じ。)の場合にあつては、法第百三条の二第五項又は第六項の届出を行う日)までに、別表第十三号の様式」を「当該電波利用料の納期限となる日から三十日前(法第百三条の二第二項前段に規定する電波利用料にあつては、九月三十日)までに、別表第十三号の様式(広域専用電波に係る電波利用料にあつては、別表第十三号の二の様式)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「別表第十四号の様式」の下に「(広域専用電波に係る電波利用料にあつては、別表第十三号の二の様式)」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 特定免許等不要局を開設した者又は表示者は、その開設し又は表示を付した特定免許等不要局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときは、法第百三条の二第十項又は第十一項の届出を行う日までに、別表第十四号の二の様式の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

第五十一条の十一の二の五第四項中「到来する起算日又は十月一日(広域専用電波に係る電波利用料の場合に限る。)以後の期間(包括免許等の場合にあつては、免許等後毎年到来するその包括免許等の日に応当する日から始まる各一年の期間及び当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月から次の包括免許等の日

に相当する日の属する月の前月までの期間。第五十一条の十一の五において同じ。）に係る」を「納期限が到来する」に改め、同条第五項を削る。

第五十一条の十一の五中「到来する起算日以後の期間（特定免許等不要局を開設した者又は表示者にあつては、満了日に相当する日以後の期間）に係る」を「納期限が到来する」に改める。

第五十一条の十五第一項第一号中「、第二項」の下に「、第三項」を加え、「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同項第三号中「第七十二条」を「第七十一条の五、第七十二条」に改め、同項第四号中「第二

十四条」の下に「、第七十一条の五」を加え、同条第二項の表中

<p>三の三 包括免許に係る特定無線局（三の項に掲げる特定無線局を除く。）</p>	<p>当該特定無線局たる無線局の無</p>
<p>三の四 法第二十七条の二十九第一項</p>	<p>申請者又は登録条の二十六第一</p>

の送信の制御を行う主

<p>三の三 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る、三の項に掲</p>	<p>当該特定無線局の送信の制御を行う主たる無線局の無線設備の設置場所</p>
--	---

<p>の規定による登録に係る無線局</p>	<p>十一、法第二十七條の七第二項において準に規定する届出設備の設置場所 つては、常置場</p>
-----------------------	--

線設備の設置場所

人の住所（法第二十七項、法第二十七条の三七条の三十二及び法第七十條の九第用する場合を含む。）にあつては、その無線（移動する無線局にあ所）

を

<p>げる特定無線局を除く。）</p>	<p>三の四 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）</p>	
<p>三の五 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局</p>	<p>申請者又は登録人の住所（法第二十七条の二十六第一項、法第二十七条の三十一、法第二十七条の三十二及び法第七十條の七第二項（法第七十條の九第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>当該特定無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域</p>

に改め、

に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）

同表四の項中「三の四の項まで」を「三の三の項まで及び三の五の項」に改め、同表五の項中「三の四の項」の下に「及び三の五の項」を加える。

第五十二条の二第四号中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

別表第一号の三第一の表一の項中「第38条の2第1項」を「第38条の2の2第1項」に改める。

別表第二号の五の次に次の一表を加える。

別表第二号の六 無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2の2関係）

無線設備技術基準策定等申出書

年 月 日

総務大臣 殿

申 出 人

住 所

氏 名

㊟

代表者氏名

電波法第100条第5項において準用する同法第38条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり申し

出ます。

記

長

1 技術基準の策定又は変更の申出の別

2 策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要

辺

-
- (1) 申出に係る無線局の種別
 - (2) 申出に係る無線局の目的
 - (3) 申出に係る無線局の周波数の範囲
 - (4) その他策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要
 - 3 申出に係る技術基準を策定し、又は変更すべき理由
 - 4 申出に係る技術基準の原案に適合する無線設備が他の無線局に混信その他の妨害を与えないことについての試験の結果その他の原案の妥当性の評価に資する事項
 - 5 申出人が従事している事業の種類及びその内容（申出人が法人又は団体であるときは、その法人又は団体の目的及び事業の内容）

申出に関する連絡責任者

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 申出人の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申出人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (3) 申出人が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 2 (1)の欄は、第 4 条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の 2 の 2 に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別

を記載すること。

3 2(2)の欄は、無線局の目的を記載すること。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場合は、高周波利用設備の目的を記載すること。

4 2(3)の欄は、例えば「何MHzから何MHzまで」のように記載すること。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場合は、高周波利用設備の周波数の範囲を記載すること。

5 申出に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には、住所、所属及び氏名の記載を要しない。

6 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四の五。

無線局の申請書「第73条第1項ただし書及び同条第5項の検査並びに無線検査簿の備付けを省略した無線局に対する法第10条第1項、第18条第1項並びに第73条第1項本文及び同条第4項の検査」や「第10条第1項、法第18条第1項又は法第73条第1項本文、同項ただし書、第4項若しくは第5項の規定による検査（法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第3項の規定によりその一部が省略されたものを除く。

指 示 事 項	
指示事項に対する措置の内容	

注 無線検査簿の備付けを要する無線局にあつては、無線検査簿に貼付してください。

項	
---	--

項欄に記載がある場合は、電波法施行規則第39条第2項の規定
 当該指示に対応してとつた措置の内容を速やかに報告してください」

「 指 示 事 項
 注 指示事
 により、
 さい。」

指 示 事 項	
指示事項に対する措置の内容	

73条第3項」や「法第18条第2項又は法第73条第3項の規定」

--	--

を

「指示事項

注 指示事項欄に記載がある場合は、電波法施行規則第39条により、当該指示に対応してとった措置の内容を速やかにさい。

--

第2項の規定に改め、同表を別表第四号とする。
報告してください」

別表第十三号の二中「第2項」を「第1項及び第2項」に改める。

別表第十四号中「第3項」を「第2項」に改める。

別表第十四号の二中「第5項」を「第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

（電波法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2 電波法施行規則の一部を改正する省令（平成十四年総務省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。